

第238回福島県災害対策本部員会議（概要）

災害対策本部総括班まとめ

- 1 日 時：平成23年12月8日（木）10：02～10：35
- 2 場 所：災害対策本部・自治会館303会議室
- 3 内 容：

（1）環境放射能測定結果（暫定値）の状況について

事務局：別紙資料により説明

平成23年12月8日午前8時現在、最小値が下郷町役場の $0.06\mu\text{Sv/h}$ 、最大値は飯館村長泥コミュニティセンターの $7.85\mu\text{Sv/h}$ となっている。概ね横ばい又は減少傾向を示している。

環境省除染対策チーム長：別紙資料により説明

国の除染対策の現状について報告させていただきたい。

「福島除染推進チーム」が8月24日に発足。徐々に編成が強化されており、環境省、内閣府、JAEA、その他農林水産省や国土交通省、民間の土壤環境センターの方に入っていて、総勢24名の体制になっている。今後、平成24年1月1日に「福島県環境再生事務所」が発足し、4月1からは40名から230名に増員される。現在、オフサイトセンター内と民友ビルの中で業務をしている。

除染モデル実証事業として、総額100億円で、国からJAEAに委託し、3つのグループで作業を行う。1つは大成を代表としたグループで、南相馬市、川俣町、浪江町及び飯館村を対象とする。2つめは鹿島建設を代表としたグループで、田村市、双葉町、富岡町及び葛尾村を対象とする。3つめは大林組を代表としたグループで、広野町、大熊町、楡葉町及び川内村を対象とする。進め方は、現地調査を行い作業計画を作った上で除染作業を行うが、早いところで除染作業を行っているところもあるが、まだ地元の市町村と住民説明など調整中のところもある。除染作業は12月から1月上旬より行い、中間的な結果も報告しながら全体のとりまとめは3月末としている。今後三次補正による環境省直轄のより広範でより大規模な除染作業に活かしていきたい。年末は残り少ないが、1月からはきれめなくしっかり進めていくようにしたい。

環境省作成のパンフレット（「除染のお話」）を福島県下にお配りできたらと思っている。これには、放射能の基礎的知識、放射線とは何か、どのような方法で除染を進めていくのか、仮置きまでの一連の流れを示している。最後のページには

仮置き場がどのようなものを説明している。今後、適宜、内容を改善をしていきたい。

知事：

除染モデル実証の3つのグループがやるのか。

環境省除染対策チーム長：

この除染作業自体は2月末ぐらいで終えないといけないと思っている。半分程度はもうとりかかっているが、仮置き場の話を住民の方に説明しないといけないところも残っている。1月にかかるものもあるが、いずれにしても2月には除染を終えて、3月末にはどういう結果が得られたのか、どこがよくてどこが悪かったのか、わかるようにしたいと思っている。

知事：

スタート地点が2月になるところもあるのか。役場周辺をやるのか。

環境省除染対策チーム長：

例えば大熊町だと役場ともう1つある。それぞれのところでてこずることがあれば時間がかかることもあるが、遅くなったとしても2月中には終えたいと考えている。なお、自衛隊の除染については、檜葉町、富岡町、双葉町、飯館村の4箇所に入っている。

内堀副知事：

直轄の除染スケジュールはどのようになっているのか。

環境省除染対策チーム長：

今三次補正対象とする事業をどうするかを全部の11市町村とは話しができていないが、半分くらいの市町村と内々の話を始めている。つまり、市町村としてモデル事業を踏まえて次はどこを優先するかの話をつづけている。できるだけ早く発注したいと思っている。発注自身は、再生事務所がたちあがれば実施部隊として進めていこうと思っている。

三次補正の予算が年度内に全て発注できるかというところは予断を許さないところであるが、先行してまずは進められるところと、それから総合的に考えて特措法における除染計画を考えながら本格的にやる所と分けて考えなければいけないと思っている。

知事：

モデル事業は農地もあるのか。

環境省除染対策チーム長：

例えば飯舘村に農地もあるし、浪江が対象としている駅周辺にも駅もあれば工場もあれば民家もあれば農地もあり、さまざまなものが一箇所にかたまっている。福島県下の場合、市街化されたところに限ったものは多くなく、いろいろなものが混在したところを対象にしている。

知事：

それぞれの町村からリクエストしてもらっているのか。特徴的なところをやるのか。

環境省除染対策チーム長：

それぞれの町村と話をし、まずどこを進めたらいいか、三次補正の事業では次なるものを取り込んでいこうと思っている。

松本副知事：

県内では、複数の市町村が除染計画の策定を終え本格的取組みが始まっている。除去で発生する汚染土壌の処理は県民の方々の関心の的になっている。先だっては、国におきまして、知事の方から細野大臣に中間貯蔵施設の規模あるいは立地条件について示していただくことを話していて、国では鋭意検討中との話を伺っているが、市町村の状況は逼迫しているので速やかに明らかにしていただくよう、あらためてお願いしたい。

環境省除染対策チーム長：

私も、いろいろな町村の住民説明会に出る度に、仮置き場と中間貯蔵施設合わせて非常にご懸念やご心配いただいているものでありますので、今、副知事からお話のあった件、先に知事から細野大臣にお伝えいただいた件について、あらためて来週、本省の方にこういうことが指摘されたことを持ち帰って、検討を進めてもらうようにしたいと思っている。

(2) 中間指針追補（自主避難等に係る損害について）の概要について

原子力損害対策担当理事：別紙資料により説明

対象となるものは、事故発生当初の情報混乱していた段階での避難や不安に対するもので、年齢を問わない。事故発生からしばらく経過してからについては、子供と妊婦に認めている。もう一つは、自主避難者と滞在し続けた者のどちらも負担が大きいものとして同額の損害を認めている。

対象区域については、発電所からの距離、政府等の避難指示区域との近接性、放射線量の情報の出方、自主避難者数などを総合的に判断して地域として指定された。

損害額については、精神的損害と生活費増加分を一括して支払うことで、子供・妊婦に対して12月末までの分として40万円、その他の者に事故発生当初の分として8万円と設定されている。

知事：

損害賠償については、協議会をつくって多くの団体に参加いただいて、政府の機関や東京電力に対して、私どもが求めている全てに対応するようにるように要請をしてきた。私自身も上京するたびに総理大臣を始めそれぞれの機関に損害賠償についてしっかり申し上げてきた。その中で、中間指針追補では自主避難者と滞在者の損害の一部がようやく認められた。しかし、強く求めてきたのは県内全域、全県民を対象とするように要請してきたのであって、それからすると、対象区域・期間が限定的であり、「まだ道半ば」と考えている。引き続き市町村、関係団体としっかり連携しながら、国は全ての損害を指針に反映すること、東京電力には現時点で指針の対象になっていないすべての県民の精神的損害の賠償を行うこと、これを強く求めてまいりたい。同時に、原子力被害応急対策基金などによる対応も、国が主体的となった被害者救済が迅速に行われるよう、あらためて強く求めていきたい。

松本副知事：

今回の中間指針追補の分だけでも150万人の方に支払われることから、市町村の事務が非常に大変になってくると思われ、市町村と十分協議した上で市町村の事務の負担ができるだけないような形でお願いしたい。

(3) 暫定規制値を超えた放射性セシウムが検出された玄米について

農林水産部技監：別紙資料により説明

二本松市旧渋川村の米について暫定規制値を超える結果が出た。旧渋川村は二本松市の北に位置し、福島市と接している。12月6日に二本松市の簡易検査で暫定規制値を超えていて、県農業総合センターで分析を行った結果、玄米で780ベ

クレル/kgが検出された。当該農家が生産したコシヒカリは一般には流通しておらず、当該ほ場で生産された米は、全量、生産者宅及び近隣農家に保管され、他地区のほ場生産された米についてもライスセンターで保管されている。

今後の対応としては、昨日、旧渋川村で生産された米の出荷自粛を要請したところであり、万全を期してまいりたい。

知事：

このたび、福島市、伊達市に加えて新たに二本松市の一部において暫定規制値を超える米が確認されたことについて、重ね重ね残念である。モニタリング調査は、農林水産省や関係団体と十分に協議をしてできる限り工夫をしながら綿密な調査を実施してきたところである。モニタリング調査では、1日も早く安全を確認し、早期出荷に結びつけたいとの思いがあったことも事実であり、今振り返ってみると、空間線量の高い地域でのモニタリングのやり方、さらには、多くの専門家の意見を聴く必要もあったのではないかと、反省すべき点があったと思っている。結果として、生産者の方々、そして消費者の方々に大変なご心配とご迷惑をおかけしたことは、まさに痛恨の極みであり、大変申し訳なく思っている。今後は、県で進めている米の放射性物質緊急調査を急ぎ、県産米の安全を再確認するとともに、速やかに結果を公表して、県産米の信頼回復に全力で取り組んでいきたいと思っている。また、国、大学等の協力を得ながら、原因を徹底的に究明して、来年以降も生産者が意欲を持って安全な米作りに取組めるよう、努力してまいりたい。なお、モニタリング調査でわずかでも放射性セシウムが検出された地域においては、緊急調査が終了するまで出荷を見合わせるか、自主検査を徹底する方向で進められないか、関係と調整するよう農林水産部に指示をしたところである。

松本副知事：

農林水産部においては、緊急調査が終了するまでの出荷の見合わせ、または自主検査を徹底するということで、生産者団体あるいは集荷業者等について調整をした上、その方向で速やかに調整するようよろしくお願いいたします。

(4) その他（借上げ住宅に係る措置）について

松本副知事：

自主避難に係る民間借上げ住宅の取扱いについて、新規受入の停止要請の報道があるが、県民の方々に混乱不安が生じている。8ヶ月以上経過し、避難所からの移動や自己契約の置き換えもほぼ終了し、国による早期終了の指示や他県から

の終期の目安を示して欲しいという話があるとのことであるが、途中経過であるものが、文書等が一部一人歩きして混乱した状況になっているので、県として正式に災害対策本部としてあらためて考え方を整理する必要があると思っている。国の指導とか自治体によっては現実的に新規受入をやめなければならないのは理解するが、一方で、除染がまだ順調に進んでいないこと、紛争審査会の中でも自主避難について完全に整理しきっていないことも踏まえれば、もう少し慎重な検討も必要かと思うので、受け入れていただいている他の都道府県の意見をお聞きしながら、その辺の状況を踏まえてしっかりこの災害対策本部員会議の場で検討したいので、情報をあげるようお願いしたい。

※ 次回は、12月12日（月）午前10時30分から開催する。